

石狩東部広域水道企業団告示第1号

競争入札に参加できる者に必要な資格等に関する規程（昭和49年石狩東部広域水道企業団企業管理規程第16号。以下「規程」という。）第4条第2項の規定により、平成31年度及び平成32年度において石狩東部広域水道企業団が発注する工事又は製造の請負、物品の買入、その他の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（共同企業体を除く。）に必要な資格要件、資格審査の申請時期及び方法等について、別紙のとおり定める。

平成31年1月4日

石狩東部広域水道企業団  
企業長 原 田 裕

（別紙については、事務局総務課に備え置いて縦覧に供します。）

## 1 資格の種別

石狩東部広域水道企業団が発注する競争入札の参加に係る資格審査の対象とする業種等は、別表1に掲げるものとする。

## 2 資格要件

### (1) 基本的資格要件

石狩東部広域水道企業団が発注する建設工事等の契約に係る競争入札に参加できる者の資格要件は、次のいずれにも該当することとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- イ 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ウ 消費税及び地方消費税並びに北海道税（個人道民税を除く。）等を滞納している者でないこと。
- エ 法人等は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に未加入でないこと。
- オ 中小企業組合は、北海道経済産業局（もしくは中小企業庁）による官公需適格組合証明の有効期間内であること。

### (2) 資格の区分による要件

#### ① 全般

申請をしようとする年の1月1日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいる者であること。

#### ② 建設工事

申請をしようとする工種と同名の業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受け、かつ、同法に基づく経営事項審査を受けている者であること。

#### ③ 設計等

##### ア 測量

測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定による登録を受けている者であること。

##### イ 地質調査

地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718条）第5条の規定による登録を受けている者であること。

- ウ 土木設計  
建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号) 第 5 項の規定による登録のうち「上水道及び工業用水道部門」の登録を受けている者であること。
- エ 建築設計  
建築士法(昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録(木造建築士事務所を除く)を受けている者であること。
- オ 機械設計  
建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号) 第 5 項の規定による登録のうち「機械部門」の登録を受けている者であること。
- カ 電気設計  
建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号) 第 5 項の規定による登録のうち「電気電子部門」の登録を受けている者であること。
- キ 技術資料作成  
建設コンサルタント登録規程第 5 条の規定による登録、もしくは補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号) 第 5 条の規定による登録を受けている者であること。
- ク 計量証明  
計量法(平成 4 年法律第 51 号) 第 107 条の規定による登録を受けている者であること。
- ケ 土地家屋調査  
土地家屋調査士法(昭和 25 年法律第 228 号) 第 8 条の規定による登録を受けている者の事務所、又は、同法第 26 条に規定する土地家屋調査士法人、若しくは、同法第 63 条に規定する公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。
- コ 不動産鑑定  
不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号) 第 22 条第 1 項の規定による登録を受けている者の事務所であること。
- ④ 物品納入等  
事業に関し許可、認可、登録等を受けることとされているものにあつては当該許可、認可、登録等を受け、又は事業に関し免許又は認定を受けた従業員を雇用することとされているものにあつては、当該免許又は認定を受けた従業員を雇用している者であること。

3 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までとする。

4 申請の受付期間

申請の受付期間は平成31年2月1日から平成31年2月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

5 申請の受付場所

申請の受付場所は石狩東部広域水道企業団事務所とする。

6 申請の方法

申請の方法は、別表2「競争入札参加資格審査申請提出書類一覧」に記載された提出書類を前述5に記載の場所に持参し、提出するものとする。

7 資格の認定

資格の認定は、審査後、申請者に対し文書にて通知する。  
（本年3月発送予定）

別表 1 資格審査の対象業種等

1 建設工事の工種区分

区分	各工種の内容等
土木一式工事	各区分とも、建設業法における同名建設工事の内容等に同じとする。
建築一式工事	
大工工事	
左官工事	
とび・土工・コンクリート工事	
石工事	
屋根工事	
電気工事	
管工事	
タイル・れんが・ブロック工事	
鋼構造物工事	
鉄筋工事	
ほ装工事	
しゅんせつ工事	
板金工事	
ガラス工事	
塗装工事	
防水工事	
内装仕上工事	
機械器具設置工事	
熱絶縁工事	
電気通信工事	
造園工事	
さく井工事	
建具工事	
水道施設工事	
消防施設工事	
解体工事	

※ 市町村統一様式の申請書付票に既記の「清掃施設工事」は対象外です。

## 2 設計等の業種区分

区分	各業務の内容等
測量	測地測量をいい、地形測量を含む。
地質調査	建設工事に関連する地質の調査をいい、計測・試験を含む。
土木設計	土木施設物及び水道施設の設計をいい、工事監理を含む。
機械設計	機械設備の設計をいい、工事監理を含む。
電気設計	電気設備の設計をいい、工事監理を含む。
建築設計	建築物の設計（建築設備のみの設計を含む。）をいい、工事監理を含む。
技術資料作成	上記に掲げる4区分以外の建設工事に関連する資料作成業務等で、施工計画書作成、申請書作成、台帳作成、工事関連環境調査等の各種建設コンサルタント業務や、営業補償等の各種補償コンサルタント業務をいう。
計量証明	一般計量証明事業及び環境計量証明事業をいう。
土地家屋調査	不動産登記に必要な調査及び測量並びに登記申請手続きの代行等をいう。
不動産鑑定	不動産鑑定評価基準に則った土地や建物の価格の算出等及び鑑定評価書他の作成をいう。

※ 市町村統一様式の申請書付票に既記の「道路清掃」は対象外です。



別表2 競争入札参加資格申請提出書類一覧

1 建設工事

提出書類	申請者			説明
	法人	中小組合	個人	
1 建設工事競争入札参加資格審査申請書付票 【市町村統一様式9】	○	○	○	・控えを原本と併せて提出 (受付時に受領印を押印してお返しします。)
2 提出書類チェックシート 【企業団様式D-1】	○	○	○	
3 建設工事等競争入札参加資格審査申請書 【市町村統一様式1】	○	○	○	
4 工事経歴書集計表 【市町村統一様式3の2】	○	○	○	
5 工事(事業)経歴書 【市町村統一様式3】	○	○	○	・直近2事業年度決算分
6 技術者名簿 【市町村統一様式4】	○	○	○	・北海道内勤務の技術者のみ記載 ・道内に受任事務所を有しない道外業者は 道内での稼働予定技術者を記載
7 登記事項証明書	○	○		・申請時の3か月以内に法務局が発行した 「履歴事項全部証明書」 ・写し可
8 印鑑登録証明書	○	○	○	・申請時の3か月以内に法務局が発行したもの ・写し可
9 定款又は寄附行為		○		
10 官公需適格組合証明書《写し》		○		・申請時点が適用期間内のもの
11 代表者身分証明書			○	・申請時の3か月以内に市町村が発行した証明書 ・写し可
12 営業証明書もしくは営業届出済証明書			○	・申請時の3か月以内に市町村が発行した証明書 ・写し可
13 年間委任状	○	○	○	・H31.4.1~H33.3.31の間、次について申請者が委任する 場合のみ ①入札・見積 ②契約の締結 ③契約事項の履行 ④保証金の納付 ⑤契約金・前払金・部分払金・保証金返還の請求・受領 ⑥入札・見積における復代理人の選任 ・様式任意
14 消費税等の納税証明書	○	○	○	・申請時の3か月以内に税務署が発行した証明書 ・法人や中小企業組合は様式「その3の3」 ・個人は様式「その3の2」 ・写し可
15 北海道税の納税証明書	○	○	○	・申請時の3か月以内に振興局又は道税事務所が発行した 証明書 ・「道税(個人道民税及び地方消費税を除く。 )及び地方 法人特別税について滞納がないこと。」の証明 ・北海道税の納税義務がない法人等は、本店の所在する都府 県の事業税について滞納が無いことの県庁等発行証明書 ・写し可
16 建設業許可通知書《写し》	○	○	○	・北海道開発局あるいは北海道等が発行した最新の通知書 ・建設業許可申請書に添付した「別紙一」及び 「別紙二(1)」又は同「(2)」の写しを必ず添付すること
17 総合評定値通知書 (経営規模等評価結果通知書)《写し》	○	○	○	・北海道開発局あるいは北海道等が発行した最新の通知書
18 建設業退職金共済組合等の 加入・履行証明書《写し》	○	○	○	・直近の経営事項審査申請時に使用したもの
19 財務諸表	○	○	○	・直近2事業年度決算のもの ・貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書ほか
20 誓約書	○	○	○	
21 審査結果通知用封筒	○	○	○	・宛名を記載して82円切手を貼ったもの ※ 審査結果通知書を後日送付するための封筒

※1 提出書類は、紙製のA4版フラットファイル(表紙及び背表紙に会社名等を記載)に、本表の番号順に綴じて提出してください。

ただし、「1 申請書付票」の原本1枚・控え1枚と「21 封筒」は綴じないでください。

※2 「設計等」や「物品納入等」を「建設工事」と同時に申請する場合は、それぞれを別ファイルに綴ってください。

※3 市町村統一様式とその記載方法についての手引は、(一社)北海道土木協会等にて購入できます。

※4 「21 封筒」について、他の申請(設計、物品)も同時に行う場合は、申請の種類ごとに1通ご用意願います(工事、設計、物品全てに提出する場合は3通)。

## 2 設計等

提出書類	申請者			説明
	法人	中小組合	個人	
1 設計等競争入札参加資格審査申請書付票 【市町村統一様式10】	○	○	○	・控えを原本と併せて提出 (受付時に受領印を押印してお返しします。)
2 提出書類チェックシート 【企業団様式D-2】	○	○	○	
3 建設工事等競争入札参加資格審査申請書 【市町村統一様式1】	○	○	○	
4 工事(事業)経歴書 【市町村統一様式3】	○	○	○	・直近2事業年度決算分
5 技術者名簿 【市町村統一様式4】	○	○	○	・北海道内勤務の技術者のみ記載 ・道内に受任事務所を有しない道外業者は 道内での稼働予定技術者を記載
6 登記事項証明書	○	○		・申請時の3か月以内に法務局が発行した 「履歴事項全部証明書」 ・写し可
7 印鑑登録証明書	○	○	○	・申請時の3か月以内に法務局が発行したもの ・写し可
8 定款又は寄附行為		○		
9 官公需適格組合証明書《写し》		○		・申請時点が適用期間内のもの
10 代表者身分証明書			○	・申請時の3か月以内に市町村が発行した証明書 ・写し可
11 営業証明書もしくは営業届出済証明書			○	・申請時の3か月以内に市町村が発行した証明書 ・写し可
12 年間委任状	○	○	○	・H31.4.1～H33.3.31の間、次について申請者が委任する 場合のみ ①入札・見積 ②契約の締結 ③契約事項の履行 ④保証金の納付 ⑤契約金・前払金・部分払金・保証金返還の請求・受領 ⑥入札・見積における復代理人の選任 ・様式任意
13 消費税等の納税証明書	○	○	○	・申請時の3か月以内に税務署が発行した証明書 ・法人や中小企業組合は様式「その3の3」 ・個人は様式「その3の2」 ・写し可
14 北海道税の納税証明書	○	○	○	・申請時の3か月以内に振興局又は道税事務所が発行した 証明書 ・「道税(個人道民税及び地方消費税を除く。)及び地方 法人特別税について滞納がないこと。」の証明 ・北海道税の納税義務がない法人等は、本店の所在する都府 県の事業税について滞納が無いことの県庁等発行証明書 ・写し可
15 許可・登録証明書《写し》	○	○	○	・資格要件に挙げている各種登録の証明書 ・上記証明書が従業員の受けたものである場合は 当該従業員の雇用を証明する書類1名分を添付 (健康保険証の写し等)
16 財務諸表	○	○	○	・直近2事業年度決算のもの ・貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書ほか
17 誓約書	○	○	○	
18 審査結果通知用封筒	○	○	○	・宛名を記載して82円切手を貼ったもの ※ 審査結果通知書を後日送付するための封筒

※1 提出書類は、紙製のA4版フラットファイル(表紙及び背表紙に会社名等を記載)に、本表の番号順に綴じて提出してください。

ただし、「1 申請書付票」の原本1枚・控え1枚と「18 封筒」は綴じないでください。

※2 「建設工事」や「物品納入等」を「設計等」と同時に申請する場合は、それぞれを別ファイルに綴ってください。

※3 市町村統一様式とその記載方法についての手引は、(一社)北海道土木協会等にて購入できます。

※4 「18 封筒」について、他の申請(工事、物品)も同時に行う場合は、申請の種類ごとに1通ご用意願います(工事、設計、物品全てに提出する場合は3通)。

### 3 物品納入等

提出書類	申請者			説明
	法人	中小組合	個人	
1 物品納入等競争入札参加資格審査申請書付票 【企業団様式C】	○	○	○	・控えを原本と併せて提出 (受付時に受領印を押印してお返しします。)
2 提出書類チェックシート 【企業団様式D-3】	○	○	○	
3 物品納入等競争入札参加資格審査申請書 【企業団様式A】	○	○	○	
4 営業(事業)経歴書 【企業団様式B】	○	○	○	・直近2事業年度決算分 ・「小計」欄については、その頁の計を、「合計」欄には経歴書全頁の合計値を記載すること
5 登記事項証明書	○	○	○	・申請時の3か月以内に法務局が発行した「履歴事項全部証明書」 ・写し可
6 印鑑登録証明書	○	○	○	・申請時の3か月以内に法務局が発行したもの ・写し可
7 定款又は寄附行為		○		
8 官公需適格組合証明書《写し》		○		・申請時点が適用期間内のもの
9 代表者身分証明書			○	・申請時の3か月以内に市町村が発行した証明書 ・写し可
10 営業証明書もしくは営業届出済証明書			○	・申請時の3か月以内に市町村が発行した証明書 ・写し可
11 年間委任状	○	○	○	・H31.4.1~H33.3.31の間、次について申請者が委任する場合のみ ①入札・見積 ②契約の締結 ③契約事項の履行 ④保証金の納付 ⑤契約金・前払金・部分払金・保証金返還の請求・受領 ⑥入札・見積における復代理人の選任 ・様式任意
12 消費税等の納税証明書	○	○	○	・申請時の3か月以内に税務署が発行した証明書 ・法人や中小企業組合は様式「その3の3」 ・個人は様式「その3の2」 ・写し可
13 北海道税の納税証明書	○	○	○	・申請時の3か月以内に振興局又は道税事務所が発行した証明書 ・「道税(個人道民税及び地方消費税を除く。)及び地方法人特別税について滞納がないこと。」の証明 ・北海道税の納税義務がない法人等は、本店の所在する都府県の事業税について滞納が無いことの県庁等発行証明書 ・写し可
14 許可通知書、登録証明書ほか《写し》	○	○	○	・申請業種に係る許可・登録等を受けている場合に提出 ・上記許可・登録等が従業員の受けたものである場合は当該従業員の雇用を証明する書類1名分を添付(健康保険証の写し等)
15 財務諸表	○	○	○	・直近2事業年度決算のもの ・貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書ほか
16 誓約書	○	○	○	
17 審査結果通知用封筒	○	○	○	・宛名を記載して82円切手を貼ったもの ※ 審査結果通知書を後日送付するための封筒

※1 提出書類は、紙製のA4版フラットファイル(表紙及び背表紙に会社名等を記載)に、本表の番号順に綴じて提出してください。

ただし、「1 申請書付票」の原本1枚・控え1枚と「17 封筒」は綴じないでください。

※2 「建設工事」や「設計等」を「物品納入等」と同時に申請する場合は、それぞれを別ファイルに綴ってください。

※3 「1 申請書付票」1枚に申請業種等をすべて記載できない場合、同様式を必要枚数用意し、1枚目以外は「申請者」「実印」「(追記項目欄)」の3枠のみ記載・押印したうえ、下欄中央のカッコ「( )」内にそれぞれ「順番枚数 / 総枚数」(例:総枚数3枚…「1/3」「2/3」「3/3」)と記載してください。

控えも原本と同枚数をご提出ください。(すべての控えに受領印を押印してお返しします。)

※4 「17 封筒」について、他の申請(工事、設計)も同時に行う場合は、申請の種類ごとに1通ご用意願います(工事、設計、物品全てに提出する場合は3通)。